

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構業務方法書

〔平成 16 年 3 月 1 日 経済産業大臣認可 平成 16・03・01 資第 2 号〕

平成 16 年 3 月 1 日

2004 年（総企）業務規程第 1 号

最終改正 令和 5 年 4 月 1 日

目次

第 1 章 総則

第 2 章 石油等の探鉱・開発の支援

第 1 節 出資

第 2 節 債務の保証

第 3 節 技術開発

第 4 節 地質構造調査

第 5 節 物理探査船の貸付け

第 3 章 石炭の探鉱・開発の支援

第 1 節 出資

第 2 節 債務の保証

第 3 節 技術開発

第 4 節 地質構造調査

第 4 章 水素の製造・貯蔵の支援

第 1 節 出資

第 2 節 債務の保証

第 5 章 地熱の探査・開発の支援

第 1 節 出資

第 2 節 債務の保証

第 3 節 技術開発

第 4 節 地質構造調査

第 6 章 風力の利用に必要な調査の支援

第 7 章 金属鉱物の探鉱・開発の支援

第 1 節 出資

第 2 節 国内探鉱資金の貸付け

第 3 節 海外探鉱資金の貸付け

第 4 節 債務の保証

第 5 節 技術開発

- 第6節 地質構造調査
- 第7節 地質調査船の貸付け
- 第8章 二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査の支援
 - 第1節 出資
 - 第2節 債務の保証
 - 第3節 地質構造調査
 - 第4節 物理探査船の貸付け
- 第9章 民間石油備蓄の支援
 - 第1節 備蓄石油購入資金の貸付け
 - 第2節 共同石油備蓄会社等への出資及び資金の貸付け
- 第10章 金属鉱産物の備蓄
- 第11章 鉱害防止の支援
 - 第1節 資金の貸付け
 - 第2節 鉱害防止のための調査及び指導
- 第12章 研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーション創出の支援
- 第13章 安定供給確保支援業務
- 第14章 緊急時におけるガス製造用液化天然ガス及び発電用燃料の調達
- 第15章 業務委託の基準
- 第16章 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 第17章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- 第18章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）が実施する業務の方法について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（用語）

第2条 本業務方法書で使用する用語は以下のとおりとする。

- (1) 「本邦法人等」とは、本邦法人又は本邦人若しくは本邦法人が出資しその経営に参加している外国法人をいう。

- (2) 「石油等の探鉱」とは、石油及び可燃性天然ガス（オイルサンド及びオイルシェールを含む。以下「石油等」という。）の賦存の有無、範囲及びその商業的採取の可能性を調べる活動をいう。
- (3) 「石油等の採取」とは、商業的採取の可能性を確認した後、石油等を地上に取出し、処理し、これを積出し施設において積出すまで（ただし、積出し施設に直接運搬しない場合は、パイプライン等により運搬し、石油精製所、液化施設その他の施設に搬入するまで若しくは卸業者等の引取者に引き渡すまで）の活動（これに附属する精製を含む。）をいう。
- (4) 「可燃性天然ガスの液化」とは、可燃性天然ガスを液化し、これを積出し施設において積出すまでの活動をいう。
- (5) 「可燃性天然ガスの貯蔵」とは、液化した可燃性天然ガスを貯蔵する活動及びそれに附属する活動をいう。
- (6) 「水素の製造」とは、水素（経済産業省令で定める水素の化合物を含む。以下、同じ。）を製造し、これを積出し施設において出荷するまで（ただし、積出し施設に直接運搬しない場合は、パイプライン等により運搬し、受渡地点で引取者に引き渡すまで）の活動及びそれに附属する活動をいう。
- (7) 「水素の貯蔵」とは、受入施設において水素を受入れ、貯蔵し、これを積出し施設において出荷するまで、またはこれをパイプライン等により運搬し、受渡地点で引取者に引き渡すまでの活動及びそれに附属する活動をいう。
- (8) 「二酸化炭素の貯蔵」とは、二酸化炭素の貯蔵の事業性を確認した後、二酸化炭素の貯蔵を目的として、二酸化炭素を取得し、これを地下に圧入し、地層に貯留する活動及びそれに附属する活動をいう。
- (9) 「二酸化炭素の貯蔵に必要な探査」とは、二酸化炭素の貯蔵に必要な地層の有無、範囲及び二酸化炭素の貯蔵の事業性を調べる活動をいう。
- (10) 「権利譲受け資金」とは、石油等の採取をする権利、石炭の採掘等をする権利、水素の製造及び貯蔵をする権利、金属鉱物の採掘等をする権利、二酸化炭素の貯蔵をする権利その他これらに類する権利を有する者からこれらの権利を譲り受けて石油等の採取、石炭の採掘等、水素の製造及び貯蔵、金属鉱物の採掘等又は二酸化炭素の貯蔵を行う場合におけるこれらの権利の譲受けに必要な資金及びこれらの権利に基づく石油等の採取、石炭の採掘等、水素の製造及び貯蔵、金属鉱物の採掘等又は二酸化炭素の貯蔵を開始するために必要な資金をいう。
- (11) 「石炭の探鉱」とは、石炭の賦存の有無、範囲及びその商業的採掘の可能性を調べる活動をいう。
- (12) 「石炭の採掘等」とは、商業的採掘の可能性を確認した後、石炭を取出し、処理し、列車等により運搬し、これを積出し施設において積出すまでの活動をい

う。

- (13) 「地熱の探査」とは、地熱の賦存の有無、範囲及びその商業的採取の可能性を調べる活動をいう。
- (14) 「地熱の採取」とは、商業的採取の可能性を確認した後、地熱を地上に取出し、パイプライン等により運搬し、発電施設に搬入する等の活動をいう。
- (15) 「金属鉱物の探鉱」とは、金属鉱物の賦存の有無、範囲及びその商業的採掘の可能性を調べる活動をいう。
- (16) 「金属鉱物の採掘等」とは、金属鉱物の採掘、選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業をいう。
- (17) 「金属鉱業等」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、ビスマス鉱、すず鉱、アンチモン鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クロム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、砒鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、いおう及び螢石の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業をいう。
- (18) 「中小企業者」とは、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に規定する者をいう。
- (19) 「石炭・地熱・金属鉱物開発信用基金」とは、海外における石炭及び金属鉱物の採掘等、本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業並びに本邦における地熱の採取に必要な資金に係る債務の信用基金をいう。
- (20) 「海外事業法人」とは、次の①の要件を満たし、かつ、②から⑥までのいずれか1つ以上の要件を備えている法人をいう。
 - ① 外国人又は外国法人が議決権の過半数を保有し、かつ、外国人が取締役及び代表権を有する取締役のそれぞれ過半数を占めていること。
 - ② 石油等の探鉱及び採取を主たる事業とし、海外における石油等を探鉱又は採取する権利その他これに類する権利を直接又は間接に有しており、かつ、複数の石油等の探鉱事業及び採取事業に必要な人材や技術力等総合的な能力を有していること。
 - ③ 水素の製造及び貯蔵を主たる事業とし、海外及び本邦における水素を製造又は貯蔵する権利その他これに類する権利を直接又は間接に有しており、かつ、複数の水素の製造事業及び貯蔵事業に必要な人材や技術力等総合的な能力を有していること。
 - ④ 石炭の探鉱及び採掘等を主たる事業とし、海外における石炭を探鉱又は採掘等をする権利その他これに類する権利を直接又は間接に有しており、かつ、複数の石炭の探鉱事業及び採掘等事業に必要な人材や技術力等総合的な能力を有していること。
 - ⑤ 金属鉱物の探鉱及び採掘等を主たる事業とし、海外における金属鉱物を探鉱又は採掘等をする権利その他これに類する権利を直接又は間接に有しており、かつ、複数の国で複数の金属鉱物を対象とする探鉱事業及び採掘等事業に必要な人材や技術力等総合的な能力を有していること。

- ⑥ 二酸化炭素の貯蔵及び二酸化炭素の貯蔵に必要な探査を主たる事業とし、海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵及び二酸化炭素の貯蔵に必要な探査をする権利その他これに類する権利を直接又は間接に有しており、かつ、複数の二酸化炭素の貯蔵事業及び二酸化炭素の貯蔵に必要な探査事業に必要な人材や技術力等総合的な能力を有していること。
- (21) 「海外事業法人買収等資金」とは、石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化を行うために必要な資金、石炭の探鉱及び採掘等を行うために必要な資金、水素の製造及び貯蔵を行うために必要な資金、金属鉱物の探鉱及び採掘等を行うために必要な資金又は二酸化炭素の貯蔵及び二酸化炭素の貯蔵に必要な探査を行うために必要な資金であって（これらのいずれも対象とする場合を含む。）、海外事業法人の株式の全部又は一部を取得するために必要な資金及び海外事業法人が事業を実施するにあたり必要不可欠な資金をいう。
- (22) 「相手国政府等」とは、石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化の実施、水素の製造及び貯蔵の実施、金属鉱物の探鉱及び採掘等の実施又は二酸化炭素の貯蔵及び二酸化炭素の貯蔵に必要な探査の実施に関する許認可等の権限を有する政府機関又はこれに準ずる法人をいう。
- (23) 「国営資源企業等」とは、相手国政府等の許認可等の権限が及ぶ国又は地域において、相手国政府等が直接若しくは間接に発行済株式の過半数を有している法人又は相手国政府等が種類株等による実質的な支配権を有している法人をいう。
- (24) 「金属鉱産物の譲り渡し」とは、金属鉱産物の売却又は貸付けをいう。
- (25) 「備蓄計画」とは、中期目標の期間中に予定される金属鉱産物の買入れ及び金属鉱産物の譲り渡しに係る金属鉱産物の種類、量及び金額を含む計画をいう。
- (26) 「需給逼迫時放出」とは、需給逼迫状態の緩和のために機構が必要と判断した場合に本邦法人に対し金属鉱産物の譲り渡しを行うことをいう。
- (27) 「交換」とは、備蓄している金属鉱産物の新旧入替のため、機構以外の者が所有する金属鉱産物と交換することをいう。
- (28) 「調整放出」とは、備蓄している金属鉱産物の数量調整・品質の維持・品目や形態変更のために機構が必要と判断した場合に本邦法人に対し売却又は交換することをいう。
- (29) 「ガス製造用液化天然ガス」とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第106条の2に定めるガスの製造の用に供する液化天然ガスをいう。
- (30) 「ガス製造用液化天然ガスの調達」とは、ガス製造用液化天然ガスの取得、保有及び譲渡をいう。
- (31) 「発電用燃料」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第33条の3に定める発電の用に供する燃料をいう。
- (32) 「発電用燃料の調達」とは、発電用燃料の取得、保有及び譲渡をいう。

(業務)

第3条 機構は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号。以下「機構法」という。）第3条に掲げる目的を達成するため、法令、中期目標、中期計画及び本業務方法書に従い、以下に掲げる業務を能率的かつ効果的に遂行する。

ア 石油等の探鉱・開発の支援に関する業務

- (1) 海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱及び採取（これに附属する精製を除く。）並びに海外における可燃性天然ガスの液化及び貯蔵に必要な資金（本邦周辺の海域における石油等の採取にあつては石油等に係る権利譲受け資金に限る。）の出資（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (2) 海外における石油等の採取及び可燃性天然ガスの液化及び貯蔵に必要な資金に係る債務の保証（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (3) 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化及び貯蔵を支援するための情報又は資料の収集、分析及び提供
- (4) 権益取得活動を含む石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に係る情報収集活動等に対する助成
- (5) 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導（指導に必要な技術の開発及び産油・産ガス国との技術協力を含む。）及び当該技術の海外における実証
- (6) 石油等の探鉱に必要な地質構造等の調査
- (7) 石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
- (8) 海外における石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）その他これに類する権利（以下「石油等の利権等」という。）の取得

イ 石炭の探鉱・開発の支援に関する業務

- (1) 海外における石炭の探鉱に必要な資金の出資（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (2) 海外における石炭の採掘等に必要な資金に係る債務の保証（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (3) 石炭の採掘等に係る技術に関する指導（指導に必要な技術の開発及び産炭国との技術協力を含む。）及び当該技術の実証
- (4) 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査
- (5) 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査その他石炭資源の開発に必要な調査に必要な資金に充てるための助成金の交付
- (6) 海外における石炭資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供

ウ 水素の製造・貯蔵の支援に関する業務

- (1) 海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵に必要な資金の出資（その資金を供給するために必要な資金を含む。）

- (2) 海外及び本邦における水素の製造及び貯蔵に必要な資金に係る債務の保証（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (3) 水素の製造及び貯蔵を支援するための情報又は資料の収集、分析及び提供、技術に関する指導（指導に必要な技術の開発及び事業実施国との技術協力を含む。）及び当該技術の実証

エ 地熱の探査・開発の支援に関する業務

- (1) 本邦及び海外における地熱の探査に必要な資金の出資（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (2) 本邦における地熱の採取に必要な資金に係る債務の保証（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (3) 地熱の探査に係る技術に関する指導（指導に必要な技術の開発及び地熱資源国との技術協力を含む。）及び当該技術の実証
- (4) 地熱の探査に必要な地質構造の調査（熱源の状況の調査含む。）
- (5) 本邦における地熱の探査に必要な地質構造の調査（熱源の状況の調査含む。）に必要な資金に充てるための助成金の交付
- (6) 本邦における地熱資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供

オ 風力の利用に必要な調査の支援に関する業務

- (1) 本邦周辺の海域における風力の利用に必要な風況の調査及び地質構造調査
- (2) 本邦周辺の海域における風力の利用に必要な風況の調査及び地質構造調査をするための情報又は資料の収集、分析及び提供

カ 金属鉱物の探鉱・開発の支援に関する業務

- (1) 海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱及び採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の出資
- (2) 金属鉱業を営む者に対する金属鉱物の探鉱に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の貸付け
- (3) 海外における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）に係る債務の保証
- (4) 金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証
- (5) 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（海外において行われるものであって国及び機構以外の者がその費用の一部を負担するもの及び海域において行われるものに限る。）
- (6) 海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（金属鉱業を営む者が外国法人と共同して行うものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金の交付
- (7) 海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供

- (8) 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
- (9) 海外における金属鉱物の探鉱及び採掘等をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）その他これに類する権利（以下「金属鉱物の利権等」という。）の取得

キ 二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査の支援に関する業務

- (1) 海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵及び二酸化炭素の貯蔵に必要な探査に必要な資金の出資（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (2) 海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵に必要な資金に係る債務の保証（その資金を供給するために必要な資金を含む。）
- (3) 二酸化炭素の貯蔵に必要な探査に必要な地質構造の調査
- (4) 二酸化炭素の貯蔵に必要な探査及びこれに必要な地質構造の調査に必要な船舶の貸付け
- (5) 海外における二酸化炭素の貯蔵及び二酸化炭素の貯蔵に必要な探査をする権利（その権利を取得するために必要な権利を含む。）その他これに類する権利（以下「二酸化炭素貯蔵の利権等」という。）の取得
- (6) 二酸化炭素の貯蔵及び二酸化炭素の貯蔵に必要な探査を支援するための情報又は資料の収集、分析及び提供、技術に関する指導（指導に必要な技術の開発及び事業実施国との技術協力を含む。）及び当該技術の実証

ク 国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理並びに民間石油備蓄の支援に関する業務

- (1) 国の委託を受けて行う国家備蓄石油（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和52年法律第96号。以下「備蓄法」という。）第2条第10項に規定する国家備蓄石油をいう。）の管理
- (2) 前号に掲げる業務に関連して行う国家備蓄石油の取得、保有及び譲渡
- (3) 国の委託を受けて行う国家備蓄施設（備蓄法第29条に規定する国家備蓄施設をいう。）の管理（運営、修繕等を含む。）
- (4) 石油（備蓄法第2条第1項に規定する石油をいう。以下次号及び第6章において同じ。）の備蓄の増強に必要な資金（石油の購入に必要な資金に限る。）の貸付け
- (5) 石油の備蓄の増強に必要な石油の貯蔵施設の設置（国家備蓄石油の貯蔵を主たる目的として行うものを除く。）に必要な資金の出資及び貸付け
- (6) 国の委託を受けて行う国家備蓄施設（石油ガスの備蓄に必要なものに限る。）の設置
- (7) 備蓄法第34条の規定による人的及び技術的援助

ケ 金属鉱産物の備蓄に関する業務

- (1) 金属鉱産物の買入れ、備蓄保管及び放出
- (2) 前号に掲げる業務のために行う、民間備蓄状況、金属鉱産物の需要と供給、

代替・減量化・使用形態等の情報収集

(3) 備蓄倉庫の管理（運営、修繕等を含む。）

コ 鉱害防止の支援に関する業務

(1) 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け

(2) 金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号。以下「特別措置法」という。）第7条第3項の規定による鉱害防止積立金の管理

(3) 特別措置法第12条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により抛出される金銭の徴収及びその運用、同法第13条第3項（同法第14条第2項及び第30条第2項において準用する場合を含む。）の規定による必要な費用の支払

(4) 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導

(5) 地方公共団体の委託を受けて実施する坑廃水処理施設の運営

(6) 特別措置法第30条第1項の規定による鉱害防止業務

サ 鉱業法（昭和25年法律第289号）第70条の3の規定による協力

シ 電気事業法第33条の4の規定による情報の提供

ス エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第49条の規定による情報の提供

セ 機構の研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るための出資並びに人的及び技術的援助

ソ エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第9条の規定による情報の提供

タ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第42条第1項に規定する安定供給確保支援業務（同法第31条第3項第1号及び第2号に掲げる業務に限る。以下同じ。）

(1) 可燃性天然ガスの安定供給確保に取り組む認定供給確保事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

(2) 重要鉱物の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務

チ ガス事業法第106条の2の規定によるガス製造用液化天然ガスの調達

ツ 電気事業法第33条の3の規定による発電用燃料の調達

テ 科学的調査のための船舶の貸付け

ト 以上に規定する業務に必要な情報の収集、分析及び提供並びに調査研究

ナ 以上の業務に附帯する業務

（業務遂行の基本方針）

第4条 機構は、通則法第29条に定める中期目標に基づき、同法第30条及び第3

1 条に定める中期計画及び年度計画を定め、これらの計画に基づき着実に業務を遂行するものとする。

- 2 機構は、公正かつ透明な業務運営を確保して、積極的に情報の公開及び提供を実施しつつ、その有する石油、石油ガス、天然ガス、石炭、水素、地熱、風力及び金属鉱物資源（以下この項において「資源」という。）に関する知見、技術力を有機的、一体的に、最大限活かすべく、資源の開発等や備蓄、鉱害防止等に関する職員の専門知識・高度な実践能力を十分確保し、業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。
- 3 機構は、一つの出資又は債務保証対象案件が前条に掲げる業務の複数にまたがる場合、業務の正確を期する観点から、本業務方法書及び本業務方法書に基づき定める細則その他規程類を複合的に用いて業務を遂行するものとする。

第2章 石油等の探鉱・開発の支援

第1節 出資

（出資の対象）

第5条 機構は、次の各号に掲げる資金につき出資を行う。

- （1）海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱に必要な資金（以下「石油等探鉱資金」という。）
- （2）海外における石油等の採取をする権利その他これに類する権利に基づく採取（これに附属する精製を除く。）をするために必要な資金（以下「石油等採取資金」という。）及び可燃性天然ガスの液化に必要な資金（以下「可燃性天然ガス液化資金」という。）
- （3）海外における可燃性天然ガスの貯蔵に必要な資金（以下「可燃性天然ガス貯蔵資金」という。）
- （4）石油等に係る権利譲受け資金
- （5）海外事業法人買収等資金

（出資の限度額）

第6条 機構の前条の出資（以下、この節において単に「出資」という。）の限度額は、同条各号に掲げる資金の2分の1の額とする。ただし、同条第1号及び第4号に掲げる資金であって、機構が特に必要と認める場合は、その4分の3の額とする。

（出資の相手方）

第7条 機構の出資（海外事業法人買収等資金を供給するための出資を除く。）の相手方は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外及び本邦周辺の海域において石油等の探鉱及び採

取並びに海外において可燃性天然ガスの液化及び貯蔵を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

2 機構の出資（海外事業法人買収等資金を供給するための出資に限る。）の相手方は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

（1）本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外事業法人への出資を行う者。

（2）海外事業法人

（出資対象案件の採択及び管理）

第8条 機構は、国が定める採択の基本方針に基づき、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、かつ、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第5条第2号から第5号までに定める業務を行う場合にあっては、借入金の早期償還も含めた財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「石油等出資細則」という。）に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

2 機構が、第5条第5号に掲げる資金の出資を行う場合にあっては、海外事業法人の買収に係る外部アドバイザー（法人の買収及び鉱業等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、資産価値評価等を実施した上で、出資対象案件の採択を決定する。

3 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第5条第2号から第5号までに定める業務を行う場合の要件については石油等出資細則に定めるものとする。

4 機構は、出資対象として採択した案件を、石油等出資細則に基づき適切に管理する。

（出資の方法及び株式の処分）

第9条 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

（利権等の取得）

第10条 機構は、機構以外の者による海外における石油等の利権等の取得を困難とする特別の事情がある場合に、機構以外の者への譲渡を目的として、次の各号に掲げるいずれかの石油等の利権等の取得を行う。

（1）機構以外の者からの依頼等に応じて、国営資源企業等との関係構築を目的とし

た当該国営資源企業等の株式の取得に基づき行う石油等の利権等の取得。

(2) 本邦法人等からの依頼に応じて行う、石油等の利権等の取得（石油等の利権等を取得した日から起算して3年以内に当該本邦法人等へ譲渡することを目的として行う取得に限る。）。

- 2 第8条第2項の規定は、機構が前項第1号の株式の取得を行う場合に準用する。
- 3 機構は、第1項第1号の株式の取得の決定にあたっては、エネルギー政策や国際情勢等に関する外部の有識者から構成される国営資源企業等の株式の取得に係る諮問委員会の意見を聴取するものとする。
- 4 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって第1項第1号に定める株式の取得を行う場合の要件については、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「石油等の利権等取得細則」という。）に定めるものとする。
- 5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて第1項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。当該株式の処分は、機構の業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から速やかに行う。
- 6 前5項に定める業務については、石油等の利権等取得細則に基づき、業務を実施する。

第2節 債務の保証

（債務保証の対象）

第11条 機構は、次の各号に掲げる資金に係る債務の保証を行う。

- (1) 石油等採取資金及び可燃性天然ガス液化資金
- (2) 可燃性天然ガス貯蔵資金
- (3) 石油等に係る権利譲受け資金
- (4) 海外事業法人買収等資金

（保証限度）

第12条 機構の前条の債務保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）の限度は、同条各号に定める資金に係る債務の2分の1の額とする。ただし、同条第1号及び第3号に掲げる資金であって、機構が特に必要と認める場合は、その必要な資金に係る債務の4分の3の額とする。

（債務保証に係る事業の実施者）

第13条 債務保証に係る事業の実施者は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外において石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化及び貯蔵を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

(債務保証対象案件の採択及び管理)

第14条 機構は、国が定める採択の基本方針に基づき、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「債務保証細則」という。）に基づき、厳正な審査を実施して、債務保証対象案件の採択を決定する。

2 機構が、第11条第4号に掲げる債務の保証を行う場合にあつては、海外事業法人の買収に係る外部アドバイザー（法人の買収及び鉱業等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、資産価値評価等を実施した上で、債務保証対象案件の採択を決定する。

3 機構は、債務保証対象として採択した案件を、債務保証細則に基づき適切に管理する。

(保証料率)

第15条 債務保証の保証料率は、債務保証細則に定めるところに従い定める。

(信用基金)

第16条 機構法第17条及び第18条に定めるもののほか、信用基金について必要な事項は、債務保証細則に定める。

第3節 技術開発

(技術開発実施計画及び評価)

第17条 機構は、石油等の探鉱及び採取に係る技術開発については、技術開発計画の策定及び外部専門家による評価を行うものとする。

2 機構は、技術開発の成果について、積極的な情報提供等による普及促進を行う。

第4節 地質構造調査

(地質構造調査)

第18条 機構は、地質構造等調査の実施にあたっては、国のエネルギー政策との整合性を確保する観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したものにに基づき、毎年度地質構造等調査計画を策定するものとする。

第5節 物理探査船の貸付け

(貸付けの相手方)

第18条の2 機構が物理探査船を貸付けに出す場合の相手方は、物理探査船を石油等の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査若しくは科学的調査のために利用する者に限るものとする。

(貸付料)

第18条の3 物理探査船の貸付料は、物理探査船及び物理探査船が待機する専用の基地の取得費及び維持管理に要する費用等を基に、別に理事長が定めるものとする。

第3章 石炭の探鉱・開発の支援

第1節 出資

(出資の対象)

第19条 機構は、海外における石炭の探鉱に必要な資金につき出資を行う。

(出資金の限度額)

第20条 機構の前条の出資（以下、この節において単に「出資」という。）の限度額については、出資を受ける者の探鉱に必要な資金に充当される出資の額に100分の50以内で、別に細則（以下「石炭出資細則」という。）で定める割合を乗じた額とする。

(出資の相手方)

第21条 機構の出資の相手方は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外において石炭の探鉱を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

(出資対象案件の採択及び管理等)

第22条 機構は、国のエネルギー政策及び資源政策との整合性を確保し、我が国への石炭資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点及び財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、石炭出資細則に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

2 機構は、第1項の規定により採択した案件を、石炭出資細則に基づき適切に管理する。

3 石炭出資細則のうち、探鉱出資に係るもの（経済産業大臣に同意を求める規定に限る。）については経済産業大臣の承認を得るものとする。

(出資の方法及び株式の処分)

第23条 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

第2節 債務の保証

(債務保証の対象)

第24条 機構は、次の各号に掲げる資金に係る債務の保証を行う。

- (1) 石炭の採掘等に係る資金
- (2) 石炭に係る権利譲受け資金
- (3) 海外事業法人買収等資金

(保証限度)

第25条 機構の前条の債務保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）の限度は、石炭の採掘等の所要資金に係る各金融機関別債務に100分の80以内で、別に細則（以下「石炭債務保証細則」という。）で定める割合を乗じた額とする。

(債務保証に係る事業の実施者)

第26条 債務保証に係る事業の実施者は、海外において石炭の採掘等を行う本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

(保証料率)

第27条 債務保証の保証料率は、石炭債務保証細則に定めるところに従い定める。

(信用基金)

第28条 機構は、債務保証を行うため石炭・地熱・金属鉱物開発信用基金（以下この節、第5章第2節及び第7章第4節において「信用基金」という。）を置き、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

(信用基金の増減)

第28条の2 前条の信用基金は、毎事業年度、第25条、第51条及び第74条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に信用基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における信用基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える（ただし、当該事業年度に当該保証債

務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。) ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により前条の信用基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加又は減少するものとする。

(債務保証の限度)

第28条の3 機構は、第25条、第51条及び第74条の規定による保証に係る債務の現在額が前条の規定により減少した信用基金の額に15を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第25条の規定による保証をしてはならない。

(信用基金の管理)

第29条 前三条に定めるもののほか、信用基金のうち石炭に係る必要な事項は、石炭債務保証細則で定める。

(債務保証の対象案件の採択及び管理)

第30条 債務保証の対象案件の採択及び管理に係る評価の判断基準並びに必要な事務処理手続については、石炭債務保証細則に定めるところに従い定める。

第3節 技術開発

(技術開発実施計画及び評価)

第31条 第17条の規定は、石炭の探鉱、採掘等に係る技術開発に準用する。この場合において、同条第1項中「石油等の探鉱及び採取に係る」とあるのは「石炭の探鉱、採掘等に係る」と読み替えるものとする。

第4節 地質構造調査

(海外地質構造調査等)

第32条 機構は、海外における石炭の探鉱に必要な地質構造の調査(以下「海外地質構造調査」という。)については以下の方法で行う。

(1) 海外地質構造調査を行う地域については、海外において石炭の探鉱を行う本邦法人等(他の本邦法人等が行う石炭の探鉱に必要な資金を供給する本邦法人等を含む。以下この条において「共同調査会社」という。)が石炭の探鉱を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある地域とする。なお、国のエネルギー政策及び資源政策との整合性を確保し、我が国への安定供給を長期的、戦略的かつ効率的に実現する観点から必要と認められる場合は、この限りではない。

(2) 海外地質構造調査の実施にあたっては、調査を行う地域に石炭の探鉱を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある共同調査会社との調査実施契約に基づき、当該共同調査会社に費用の一部を負担させるものとする。また、調査を行う地域の決定に係る審査基準、負担の割合及び負担に係る手続については別に細則で定める。

(3) 海外地質構造調査により石炭の鉱床が発見され、有望であると判断される場合は、機構は、当該調査実施の契約者としての地位を原則として共同調査会社又はその他の本邦法人等に譲渡するものとし、その際、共同調査会社又は出資によりその経営を実質的に支配している本邦法人等は優先的に買い取る権利を行使できるものとする。また、その手続については別に細則で定める。

2 機構は、海外における石炭資源の開発に関する情報又は資料の収集を行う場合には、我が国への当該資源の安定的かつ低廉な供給を確保する上で必要かつ有用なものを収集することとし、得られた情報等を整理、分析して、海外における石炭の探鉱等を行う本邦法人等に適切な情報等の提供及び助言を行う。

3 機構は、我が国への石炭の安定的かつ低廉な供給が行われる可能性が潜在する海外の地域に関する情報等については、地質鉱床に関するもの、技術的困難性の克服及び投資環境の改善に資するもの、その他の情報等を収集し、総合的な分析を実施したうえで提供する。

第4章 水素の製造・貯蔵の支援

第1節 出資

(出資の対象)

第33条 機構は、次の各号に掲げる資金につき出資を行う。

(1) 海外及び本邦における水素の製造に必要な資金（以下「水素製造資金」という。）

(2) 海外及び本邦における水素の貯蔵に必要な資金（以下「水素貯蔵資金」という。）

(3) 海外及び本邦における水素に係る権利譲受け資金（以下「水素権利譲受資金」という。）

(4) 海外事業法人買収等資金

(出資の限度額)

第34条 機構の前条の出資（以下、この節において単に「出資」という。）の限度額は、同条各号に掲げる資金の2分の1の額とする。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる資金であって、機構が特に必要と認める場合は、その4分の3の額とする。

(出資の相手方)

第35条 機構の出資（海外事業法人買収等資金を供給するための出資を除く。）の相手方は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外及び本邦において水素の製造及び貯蔵を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

2 機構の出資（海外事業法人買収等資金を供給するための出資に限る。）の相手方は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

（1）本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外事業法人への出資を行う者。

（2）海外事業法人

（出資対象案件の採択及び管理）

第36条 機構は、国が定める採択の基本方針に基づき、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、かつ、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第33条各号に定める業務を行う場合にあっては、借入金の早期償還も含めた財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「水素出資細則」という。）に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

2 機構が、第33条第1号から第3号までに掲げる資金の出資を行う場合にあっては、外部アドバイザー（水素の製造及び貯蔵等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、評価を実施した上で、出資対象案件の採択を決定することができるものとする。

3 機構が、第33条第4号に掲げる資金の出資を行う場合にあっては、海外事業法人の買収に係る外部アドバイザー（法人の買収並びに水素の製造及び貯蔵等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、資産価値評価等を実施した上で、出資対象案件の採択を決定する。

4 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第33条各号に定める業務を行う場合の要件については水素出資細則に定めるものとする。

5 機構は、出資対象として採択した案件を、水素出資細則に基づき適切に管理する。

（出資の方法及び株式の処分）

第37条 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

第 2 節 債務の保証

(債務保証の対象)

第 38 条 機構は、次の各号に掲げる資金に係る債務の保証を行う。

- (1) 水素製造資金
- (2) 水素貯蔵資金
- (3) 水素権利譲受資金
- (4) 海外事業法人買収等資金

(保証限度)

第 39 条 機構の前条の債務保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）の限度は、同条各号に定める資金に係る債務の 2 分の 1 の額とする。ただし、同条第 1 号から第 3 号までに掲げる資金であって、機構が特に必要と認める場合は、その必要な資金に係る債務の 4 分の 3 の額とする。

(債務保証に係る事業の実施者)

第 40 条 債務保証に係る事業の実施者は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外及び本邦において水素の製造及び貯蔵を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

(債務保証対象案件の採択及び管理)

第 41 条 機構は、国が定める採択の基本方針に基づき、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「水素債務保証細則」という。）に基づき、厳正な審査を実施して、債務保証対象案件の採択を決定する。

- 2 機構が、第 38 条第 1 号から第 3 号までに掲げる債務の保証を行う場合にあつては、外部アドバイザー（水素の製造及び貯蔵等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、評価を実施した上で、債務保証対象案件の採択を決定することができるものとする。
- 3 機構が、第 38 条第 4 号に掲げる債務の保証を行う場合にあつては、海外事業法人の買収に係る外部アドバイザー（法人の買収並びに水素の製造及び貯蔵等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、資産価値評価等を実施した上で、債務保証対象案件の採択を決定する。
- 4 機構は、債務保証対象として採択した案件を、水素債務保証細則に基づき適切に管理する。

(保証料率)

第42条 債務保証の保証料率は、水素債務保証細則に定めるところに従い定める。

(信用基金)

第43条 機構は、債務保証を行うため水素製造等信用基金を置き、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

(信用基金の増減)

第43条の2 前条の信用基金は、毎事業年度、第39条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に信用基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における信用基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える(ただし、当該事業年度に当該保証債務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。)ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により前条の信用基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加又は減少するものとする。

(債務保証の限度)

第43条の3 機構は、第39条の規定による保証に係る債務の現在額が前条の規定により減少した信用基金の額に15を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第39条の規定による保証をしてはならない。

(信用基金の管理)

第44条 前三条に定めるもののほか、水素製造等信用基金について必要な事項は、水素債務保証細則で定める。

第5章 地熱の探査・開発の支援

第1節 出資

(出資の対象)

第45条 機構は、本邦及び海外における地熱の探査に必要な資金につき出資を行う。

(出資金の限度額)

第46条 機構の前条の出資(以下、この節において単に「出資」という。)の限度

額については、出資を受ける者の探査に必要な資金に充当される出資の額に100分の50以内で、別に定めるそれぞれの細則（以下、総称して「地熱出資細則」という。）で定める割合を乗じた額とする。

（出資の相手方）

第47条 機構の出資の相手方は、本邦における地熱の探査に必要な資金につき出資を行う場合には、本邦において地熱の探査を行う本邦法人とし、海外における地熱の探査に必要な資金につき出資を行う場合には、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外において地熱の探査を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

（出資対象案件の採択及び管理等）

第48条 機構は、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国への地熱資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点及び財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、地熱出資細則に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

- 2 機構は、海外における地熱の探査に必要な資金につき出資を行う場合には、機構法第11条第4項の規定に基づき、経済産業大臣の認可を受けるものとする。
- 3 機構は、第1項の規定により採択した案件を、地熱出資細則に基づき適切に管理する。
- 4 地熱出資細則のうち、経済産業大臣に認可又は同意を求める規定を新たに制定又は改正する場合は経済産業大臣の承認を得るものとする。

（出資の方法及び株式の処分）

第49条 機構は、本邦における地熱の探査に必要な資金につき出資を行う場合には、株式又は持分（以下「株式等」という。）の取得の方法により、海外における地熱の探査に必要な資金につき出資を行う場合には、株式取得の方法により出資を行う。

- 2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式等を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

第2節 債務の保証

（債務保証の対象）

第50条 機構は、本邦における地熱の採取に必要な資金に係る債務の保証を行う。

（保証限度）

第51条 機構の前条の債務保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）の限度は、地熱の採取の所要資金に係る各金融機関別債務に100分の80以内で、別に細則（以下「地熱債務保証細則」という。）で定める割合を乗じた額とする。

（債務保証に係る事業の実施者）

第52条 債務保証に係る事業の実施者は、本邦において地熱の採取を行う本邦法人とする。

（保証料率）

第53条 債務保証の保証料率は、地熱債務保証細則に定めるところに従い定める。

（信用基金）

第54条 機構は、債務保証を行うため信用基金を置き、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

（信用基金の増減）

第54条の2 前条の信用基金は、毎事業年度、第25条、第51条及び第74条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に信用基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における信用基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える（ただし、当該事業年度に当該保証債務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。）ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により前条の信用基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加又は減少するものとする。

（債務保証の限度）

第54条の3 機構は、第25条、第51条及び第74条の規定による保証に係る債務の現在額が前条の規定により減少した信用基金の額に15を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第51条の規定による保証をしてはならない。

（信用基金の管理）

第55条 前三条に定めるもののほか、信用基金のうち地熱に係る必要な事項は、地熱債務保証細則で定める。

（債務保証の対象案件の採択及び管理）

第56条 債務保証の対象案件の採択及び管理に係る評価の判断基準並びに必要な事務処理手続については地熱債務保証細則で定める。

第3節 技術開発

(技術開発実施計画及び評価)

第57条 第17条の規定は、地熱の探査、採取に係る技術開発に準用する。この場合において、同条第1項中「石油等の探鉱及び採取に係る」とあるのは「地熱の探査、採取に係る」と読み替えるものとする。

第4節 地質構造調査

(地質構造調査等)

第58条 機構は、地熱の探査に必要な地質構造の調査(熱源の状況調査含む。以下「地質構造調査」という。)の実施にあたっては、国のエネルギー政策との整合性を確保した上で、調査地域を検討し決定する。なお、調査の実施にあたっては、機構自ら又は本邦法人等と共同で実施できるものとし、その他必要な事項については別に細則で定める。

- 2 機構は、本邦における地質構造調査に必要な資金に充てるための助成金の交付については、本邦において地熱資源開発を行う見込みのある地域で実施するものとし、その他必要な事項については別に細則で定める。
- 3 機構は、本邦における地熱資源の開発に関する情報又は資料の収集を行う場合には、我が国の当該資源の安定的かつ低廉な供給を確保する上で必要かつ有用なものを収集することとし、得られた情報等を整理、分析して、本邦における地熱の探査等を行う本邦法人等に適切な情報等の提供及び助言を行う。
- 4 機構は、我が国の地熱の安定的かつ低廉な供給が行われる可能性が潜在する地域に関する情報等については、地熱貯留層に関するもの、技術的困難性の克服及び投資環境の改善に資するもの、その他の情報等を収集し、総合的な分析を実施したうえで提供する。

第6章 風力の利用に必要な調査の支援

(風の状況及び地質構造調査)

第59条 機構は、本邦周辺の海域における風力の利用に必要な風の状況及び地質構造等調査(以下「風力に係る地質構造調査等」という。)の実施については、以下の方法で行う。

- (1) 風力に係る地質構造調査等は、風力発電設備の設置に関する採算を分析する

ためのものであって、経済的又は社会的な特性によって国及び機構以外の者が行うことが困難なものとして経済産業省令で定めるものに限り、実施できるものとする。

(2) 風力に係る地質構造調査等の実施にあたっては、別に定める細則に基づき、毎年度風力に係る地質構造調査等計画を策定するものとする。

2 機構は、風力に係る地質構造調査等によって得られた情報を、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）第13条第2項第10号に定める選定事業者となろうとする者に対して提供できるものとする。

3 機構は、前項の規定による情報提供を受けた者のうち、再エネ海域利用法第15条第6項に定める通知を受けた選定事業者があるときは、その者に対し、風力に係る地質構造調査等に要した費用の相当額を負担させるものとする。負担する相当額の算出及び負担に係る手続については別に細則で定める。

第7章 金属鉱物の探鉱・開発の支援

第1節 出資

(出資の対象)

第60条 機構は、次の各号に掲げる資金につき出資を行う。

(1) 海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の探鉱に必要な資金（以下「金属探鉱資金」という。）

(2) 海外における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業をする権利その他これに類する権利に基づく金属鉱物の採掘等をするために必要な資金（以下「金属採掘等資金」という。）

(3) 海外及び本邦周辺の海域における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業に係る権利譲受け資金（以下「金属権利譲受け資金」という。）

(4) 海外事業法人買収等資金

(出資金の限度額)

第61条 機構の前条の出資（以下、この節において単に「出資」という。）の限度額は、前条各号に掲げる資金に充当される出資の額に100分の50以内で、別に定めるそれぞれの細則（以下、総称して「金属出資細則」という。）に規定する割合を乗じた額とする。

2 金属権利譲受け資金に係るもののうち、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）」及び「平成22年度一般会計補正予算（第1号）」に基づき実施する国の資源政策上重要なものであって、機構が特に必要と認めるものとして金属出資細則で定めるものについては、前項の規定にかかわ

らず、出資を受ける者の採掘等に必要な資金に充当される出資の額に100分の100未満で、金属出資細則に規定する割合を乗じた額とする。

- 3 金属権利譲受け資金に係るもののうち、「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）」、「円高への総合的対応策（平成23年10月21日閣議決定）」及び「平成23年度一般会計補正予算（第3号）」に基づき実施する国の資源政策上重要なものであって、機構が特に必要と認めるものとして金属出資細則で定めるものについては、第1項の規定にかかわらず、出資を受ける者の採掘等に必要な資金に充当される出資の額に100分の100未満で、金属出資細則に規定する割合を乗じた額とする。
- 4 前条各号に掲げる資金に係るもののうち、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）」及び「令和元年度補正予算（第1号）」に基づき実施する国の資源政策上重要なものであって、機構が特に必要と認めるものとして金属出資細則で定めるものについては、第1項の規定にかかわらず、出資を受ける者の金属鉱物の探鉱及び採掘等に必要な資金に充当される出資の額に100分の100未満で、金属出資細則に規定する割合を乗じた額とする。
- 5 前条各号に掲げる資金に係るもののうち、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）」及び「令和4年度一般会計補正予算（第2号）」に基づき実施する国の資源政策上重要なものであって、機構が特に必要と認めるものとして金属出資細則で定めるものについては、第1項の規定にかかわらず、出資を受ける者の金属鉱物の探鉱及び採掘等に必要な資金に充当される出資の額に100分の100未満で、金属出資細則に規定する割合を乗じた額とする。
- 6 深海底（200メートル以上の水深の海底をいう。）における金属鉱物の探鉱に必要な資金に充当される場合の出資金の限度額は、第1項の規定にかかわらず、出資を受ける者の当該探鉱に必要な資金に充当される出資の額に100分の80以内で、金属出資細則に規定する割合を乗じた額とする。

（出資の相手方）

第62条 機構の出資の相手方は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外並びに本邦及びその周辺の海域において金属鉱物の探鉱及び採掘等を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。探鉱並びに採掘及びこれに附属する事業にあっては海外及び本邦周辺の海域において行う者に限る。）とする。

（出資対象案件の採択及び管理等）

第63条 機構は、国の資源政策との整合性を確保し、我が国への金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、かつ、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第6

0条第2号から第4号までに定める業務を行う場合にあつては、借入金の早期償還も含めた財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、金属出資細則に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

- 2 機構が、第60条第4号に掲げる資金の出資を行う場合にあつては、海外事業法人の買収に係る外部アドバイザー（法人の買収及び鉱業等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、資産価値評価等を実施した上で、出資対象案件の採択を決定する。
- 3 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第60条第2号から第4号までに定める業務を行うための要件については金属出資細則に定めるものとする。
- 4 機構は、出資対象として採択した案件を、金属出資細則に基づき適切に管理する。
- 5 金属出資細則のうち、第60条第1号に係るもの（経済産業大臣に同意を求める規定に限る。）及び第60条第2号から第4号に係るものについては、経済産業大臣の承認を得るものとする。

（出資の方法及び株式の処分）

第63条の2 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

- 2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

（利権等の取得）

第64条 機構は、機構以外の者による海外における金属鉱物の利権等の取得を困難とする特別の事情がある場合に、機構以外の者への譲渡を目的として、次の各号に掲げるいずれかの金属鉱物の利権等の取得を行う。

- （1）機構以外の者からの依頼等に応じて、国営資源企業等との関係構築を目的とした当該国営資源企業等の株式の取得に基づき行う金属鉱物の利権等の取得
- （2）本邦法人等からの依頼に応じて行う、金属鉱物の利権等の取得（金属鉱物の利権等を取得した日から起算して3年以内に当該本邦法人等へ譲渡することを目的として行う取得に限る。）

- 2 第63条第2項の規定は、機構が前項第1号の株式の取得を行う場合に準用する。
- 3 機構は、第1項第1号の株式の取得の決定にあつては、資源エネルギー政策や国際情勢等に関する外部の有識者から構成される国営資源企業等の株式の取得に係る諮問委員会の意見を聴取するものとする。
- 4 第1項第1号及び第2号に係る業務は、別に定める細則であつて経済産業大臣が承認したものに基づいて実施する。
- 5 機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって第1項に定める利権等の取得を行う場合の要件は、前項の細則に定める

ものとする。

- 6 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、第1項第1号の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。当該株式の処分は、機構の業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から速やかに行う。

第2節 国内探鉱資金の貸付け

(貸付けの対象等)

第65条 機構は、国内における金属鉱物の探鉱に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の貸付け（以下、この節において単に「資金の貸付け」という。）については、金属鉱物を目的とする鉱業権者又は租鉱権者を貸付けの相手方とする。

- 2 資金の貸付けは、証書貸付けの方法により行う。

(貸付けの限度額)

第66条 資金の貸付けの限度額は、貸付けを受ける者の所要資金の額に、100分の70以内で、別に細則で定める割合を乗じた額とする。ただし、特に必要があると認めるときは、貸付けを受ける者の所要資金の額に、100分の80以内で、別に細則で定める割合を乗じた額とすることができる。

(貸付けの対象案件の採択及び管理)

第67条 貸付対象案件の採択に係る審査基準、債権管理の方法及び必要な事務処理手続については別に細則で定める。

(利率)

第68条 資金の貸付けの利率は、市場金利動向その他の事由を勘案し、別に理事長が定めるものとする。

(償還の方法及び期限並びに据置期間)

第69条 貸付金の償還方法は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、償還期限は、7年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、償還期限は7年を超え12年以内の期間とすることができる。

- 2 分割償還の場合は、2年以内の据置期間を設けることができる。ただし、特に必要があると認めるときは、据置期間は2年を超え3年以内の期間とすることができる。

第3節 海外探鉱資金の貸付け

(貸付けの対象等)

第70条 機構は、海外における金属鉱物の探鉱に必要な資金（その資金を供給するために必要な資金を含む。）の貸付け（以下、この節において単に「資金の貸付け」という。）については、金属鉱物の探鉱を行う金属鉱業を営む本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）を貸付けの相手方とする。

(償還の方法及び期限並びに措置期間)

第71条 貸付金の償還方法は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、償還期限は、15年以内とする。ただし、特に必要があると認めるときは、償還期限は15年を超え18年以内の期間とすることができる。

2 分割償還の場合は、貸付けに係る探鉱事業が商業的生産（金属鉱物の採掘が販売を目的として行われる状態をいう。以下本条及び次条において同じ。）に達するまでの据置期間を設けることができる。ただし、据置期間は5年（特に必要があると認めるときは、8年）を超えないものとする。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、融資を行った探鉱事業の鉱種、鉱床の品質及び品位等に関する特殊な事情により、当該探鉱事業が商業的生産に達しない場合であって特に必要があると認めるときは、特別の据置期間を定めることができる。

(準用)

第72条 前節第65条第2項、第66条、第67条及び第68条の規定は、海外探鉱資金の貸付けに準用する。この場合において、第66条中「100分の70以内」とあるのは、「100分の80以内」と読み替えるものとする。

第4節 債務の保証

(債務保証の対象)

第73条 機構は、次の各号に掲げる資金に係る債務の保証を行う。

(1) 金属採掘等資金

(2) 金属権利譲受け資金（本邦周辺の海域における金属鉱物の採掘等に係る権利譲受け資金を除く。）

(3) 海外事業法人買収等資金

(保証限度)

第74条 機構が行う、海外における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業に必要な資金に係る債務の保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）限度は、次条に規定する債務保証に係る事業の実施者の海外における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の

選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業の所要資金に係る各金融機関別債務に100分の90以内で、別に細則で定める割合を乗じた額とする。

2 機構は、債務保証に係る海外における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業が大規模であり、かつ、次のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、各金融機関別債務について当該債務の100分の90を超えて保証することができる。ただし、債務者の所要資金についての機構の保証額が当該所要資金の100分の90を超えることができない。

イ 債務者が海外における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業を行う場合

ロ 債務者が海外における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業を行う本邦法人又は外国法人の経営を実質的に支配している場合

(債務保証に係る事業の実施者)

第75条 債務保証に係る事業の実施者は、海外における金属鉱物の採掘等並びに本邦における金属鉱物の選鉱及び製錬並びにこれらに附属する事業を行う本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

(保証料率)

第76条 債務保証の保証料率は、別に理事長が定めるものとする。

(信用基金)

第77条 機構は、債務保証を行うため信用基金を置き、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

(信用基金の増減)

第77条の2 前条の信用基金は、毎事業年度、第25条、第51条及び第74条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に信用基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における信用基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える（ただし、当該事業年度に当該保証債務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。）ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により前条の信用基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加又は減少する

ものとする。

（債務保証の限度）

第77条の3 機構は、第25条、第51条及び第74条の規定による保証に係る債務の現在額が前条の規定により減少した信用基金の額に15を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第74条の規定による保証をしてはならない。

（信用基金の管理）

第77条の4 前三条に定めるもののほか、信用基金のうち金属鉱物に係る必要な事項は、別に細則で定める。

（債務保証の対象案件の採択及び管理）

第78条 債務保証の対象案件の採択及び管理に係る評価の判断基準並びに必要な事務処理手続については別に細則で定める。

第5節 技術開発

（技術開発実施計画及び評価）

第79条 第17条の規定は、金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術開発に準用する。この場合において、同条第1項中「石油等の探鉱及び採取に係る」とあるのは「金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る」と読み替えるものとする。

第6節 地質構造調査

（海外地質構造調査等）

第80条 機構は、海域以外の海外における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査（以下「海外地質構造調査」という。）については以下の方法で行う。

（1）海外地質構造調査を行う地域については、海外において金属鉱物の探鉱を行う金属鉱業を営む本邦法人等（他の本邦法人等が行う金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給する本邦法人等を含む。以下「共同調査会社」という。）が金属鉱物の探鉱を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある地域とする。

（2）海外地質構造調査の実施に当たっては、調査を行う地域に金属鉱物の探鉱を行う権利を取得し、又は確実に取得する見込みのある共同調査会社との調査実施契約に基づき、当該共同調査会社に費用の一部を負担させるものとする。また、調査を行う地域の決定に係る審査基準、負担の割合及び負担に係る手続については別に細則で定める。

（3）海外地質構造調査により金属鉱物の鉱床が発見され、有望であると判断される

場合は、機構は、当該調査実施の契約者としての地位を本邦法人等に譲渡するものとし、その際、共同調査会社は優先的に買い取る権利を行使できるものとする。また、その手続については別に細則で定める。

2 機構は、海域における金属鉱物の探鉱に必要な地質構造の調査については以下の方法で行う。

(1) 外部専門家の意見を聴取したうえで、調査計画を策定し実施する。

(2) 将来における国際海底機構への鉱区申請に資する調査を優先して実施する。

3 機構は、海外における金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集を行う場合には、我が国への当該資源の安定的かつ低廉な供給を確保する上で必要かつ有用なものを収集することとし、得られた情報等を整理、分析して、海外における金属鉱物の探鉱等を行う本邦法人等に適切な情報等の提供及び助言を行う。

4 機構は、我が国への金属鉱物の安定的かつ低廉な供給が行われる可能性が潜在する海外の地域に関する情報等については、地質鉱床に関するもの、技術的困難性の克服及び投資環境の改善に資するもの、その他の情報等を収集し、総合的な分析を実施したうえで提供する。

第7節 地質調査船の貸付け

(貸付けの相手方)

第81条 地質調査船の貸付けの相手方は、地質調査船を金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査のため適切に運航できると認められる本邦法人（以下「運航会社」という。）に限るものとする。

2 運航会社が地質調査船をよう船に出す場合の相手方は、地質調査船を金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造の調査若しくは科学的調査のためよう船する者に限るものとする。

(貸付料)

第82条 地質調査船の貸付料は、地質調査船及び地質調査船が待機する専用の基地の取得費及び維持管理に要する費用を基に、別に理事長が定めるものとする。

第8章 二酸化炭素の貯蔵及びこれに必要な地層の探査の支援

第1節 出資

(出資の対象)

第83条 機構は、次の各号に掲げる資金につき出資を行う。

(1) 海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵に必要な探査に必要な資金（以下「二酸化炭素貯蔵探査資金」という。）

- (2) 海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵に必要な資金（以下「二酸化炭素貯蔵資金」という。）
- (3) 海外及び本邦周辺の海域における二酸化炭素の貯蔵に係る権利譲受け資金（以下「二酸化炭素貯蔵権利譲受け資金」という。）
- (4) 海外事業法人買収等資金

（出資の限度額）

第84条 機構の前条の出資（以下、この節において単に「出資」という。）の限度額は、同条各号に掲げる資金の2分の1の額とする。ただし、同条第1号から第3号までに掲げる資金であって、機構が特に必要と認める場合は、その4分の3の額とする。

（出資の相手方）

第85条 機構の出資（海外事業法人買収等資金を供給するための出資を除く。）の相手方は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外及び本邦周辺の海域において二酸化炭素の貯蔵に必要な探査及び貯蔵を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

2 機構の出資（海外事業法人買収等資金を供給するための出資に限る。）の相手方は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

(1) 本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外事業法人への出資を行う者。

(2) 海外事業法人

（出資対象案件の採択及び管理）

第86条 機構は、国が定める採択の基本方針に基づき、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、かつ、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第83条第2号から第4号までに定める業務を行う場合にあっては、借入金の早期償還も含めた財政資金の効率的運用の確保を図る観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「二酸化炭素貯蔵等出資細則」という。）に基づき、厳正な審査を実施して、出資対象案件の採択を決定する。

2 機構が、第83条第1号から第3号までに掲げる資金の出資を行う場合にあっては、外部アドバイザー（鉱業等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、評価を実施した上で、出資対象案件の採択を決定することができるものとする。

3 機構が、第83条第4号に掲げる資金の出資を行う場合にあっては、海外事業法

人の買収に係る外部アドバイザー（法人の買収及び鉱業等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、資産価値評価等を実施した上で、出資対象案件の採択を決定する。

- 4 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって本業務方法書第83条第2号から第4号までに定める業務を行う場合の要件については二酸化炭素貯蔵等出資細則に定めるものとする。
- 5 機構は、出資対象として採択した案件を、二酸化炭素貯蔵等出資細則に基づき適切に管理する。

（出資の方法及び株式の処分）

第87条 機構は、株式取得の方法により出資を行う。

- 2 機構は、経済産業大臣の認可を受けて前項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。処分の時期及び方法は、機構業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から決定する。

（利権等の取得）

第88条 機構は、機構以外の者による海外における二酸化炭素貯蔵の利権等の取得を困難とする特別の事情がある場合に、機構以外の者への譲渡を目的として、次の各号に掲げるいずれかの二酸化炭素貯蔵の利権等の取得を行う。

- （1） 機構以外の者からの依頼等に応じて、国営資源企業等との関係構築を目的とした当該国営資源企業等の株式の取得に基づき行う二酸化炭素貯蔵の利権等の取得。
 - （2） 本邦法人等からの依頼等に応じて行う、二酸化炭素貯蔵の利権等の取得（二酸化炭素貯蔵の利権等を取得した日から起算して3年以内に当該本邦法人等へ譲渡することを目的として行う取得に限る。）。
- 2 第86条第3項の規定は、機構が前項第1号の株式の取得を行う場合に準用する。
 - 3 機構は、第1項第1号の株式の取得の決定にあたっては、エネルギー政策や国際情勢等に関する外部の有識者から構成される国営資源企業等の株式の取得に係る諮問委員会の意見を聴取するものとする。
 - 4 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によって第1項第1号に定める株式の取得を行う場合の要件については、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「二酸化炭素貯蔵の利権等取得細則」という。）に定めるものとする。
 - 5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて第1項の規定に基づいて取得した株式を処分できるものとする。当該株式の処分は、機構の業務目的の達成及び財政資金の効率的運用の見地から速やかに行う。
 - 6 前5項に定める業務については、二酸化炭素貯蔵の利権等取得細則に基づき、業務を実施する。

第2節 債務の保証

(債務保証の対象)

第89条 機構は、次の各号に掲げる資金に係る債務の保証を行う。

- (1) 二酸化炭素貯蔵資金
- (2) 二酸化炭素貯蔵権利譲受資金
- (3) 海外事業法人買収等資金

(保証限度)

第90条 機構の前条の債務保証（以下、この節において単に「債務保証」という。）の限度は、同条各号に定める資金に係る債務の2分の1の額とする。ただし、同条第1号及び第2号に掲げる資金であって、機構が特に必要と認める場合は、その必要な資金に係る債務の4分の3の額とする。

(債務保証に係る事業の実施者)

第91条 債務保証に係る事業の実施者は、本邦法人等又は本邦法人等（本邦法人を除く。）が出資しその経営に参加している外国法人であって、海外及び本邦周辺の海域において二酸化炭素の貯蔵を行う者（他の本邦法人等が行う事業に必要な資金を供給する者を含む。）とする。

(債務保証対象案件の採択及び管理)

第92条 機構は、国が定める採択の基本方針に基づき、国のエネルギー政策との整合性を確保し、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したもの（以下「二酸化炭素貯蔵債務保証細則」という。）に基づき、厳正な審査を実施して、債務保証対象案件の採択を決定する。

- 2 機構が、第89条第1号及び第2号に掲げる債務の保証を行う場合にあっては、外部アドバイザー（鉱業等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、評価を実施した上で、債務保証対象案件の採択を決定することができるものとする。
- 3 機構が、第89条第3号に掲げる債務の保証を行う場合にあっては、海外事業法人の買収に係る外部アドバイザー（法人の買収及び鉱業等に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）の知見を活用し、資産価値評価等を実施した上で、債務保証対象案件の採択を決定する。
- 4 機構は、債務保証対象として採択した案件を、二酸化炭素貯蔵債務保証細則に基づき適切に管理する。

(保証料率)

第93条 債務保証の保証料率は、二酸化炭素貯蔵債務保証細則に定めるところに従い定める。

(信用基金)

第94条 機構は、債務保証を行うため二酸化炭素貯蔵信用基金を置き、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により信用基金に充てるべきものとして出資された金額をもってこれに充てるものとする。

(信用基金の増減)

第94条の2 前条の信用基金は、毎事業年度、第90条の規定による保証に係る債務の履行として当該事業年度に信用基金から支払った金額を減じ、当該事業年度における債務保証料、当該保証債務の履行により取得した求償権に基づいて当該事業年度に取得した金額及び当該事業年度における信用基金の運用収入の金額の全部又は一部を加える(ただし、当該事業年度に当該保証債務の履行に係る借入金の償還等に充てた額及び当該業務の管理経費に充てた額を減ずる。)ことにより、損益計算を行い、その損益計算上生じた利益又は損失の額により、機構法第5条第1項及び第2項前段の規定により前条の信用基金に充てるべきものとして出資された金額を超えることとならない限度で増加又は減少するものとする。

(債務保証の限度)

第94条の3 機構は、第90条の規定による保証に係る債務の現在額が前条の規定により減少した信用基金の額に15を乗じた額を超えることとなる場合には、新たに第90条の規定による保証をしてはならない。

(信用基金の管理)

第95条 前三条に定めるもののほか、二酸化炭素貯蔵信用基金について必要な事項は、二酸化炭素貯蔵債務保証細則で定める。

第3節 地質構造調査

(地質構造調査)

第96条 機構は、地質構造等調査の実施にあたっては、国のエネルギー政策との整合性を確保する観点から、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したものに基つき、毎年度地質構造等調査計画を策定するものとする。

第4節 物理探査船の貸付け

(貸付けの相手方)

第97条 機構が物理探査船を貸付けに出す場合の相手方は、物理探査船を二酸化炭素の貯蔵に必要な探査及びこれに必要な地質構造の調査若しくは科学的調査のために利用する者に限るものとする。

(貸付料)

第98条 物理探査船の貸付料は、物理探査船及び物理探査船が待機する専用の基地の取得費及び維持管理に要する費用等を基に、別に理事長が定めるものとする。

第9章 民間石油備蓄の支援

第1節 備蓄石油購入資金の貸付け

(貸付けの対象等)

第99条 機構は、備蓄法第2条第5項の規定により定められる石油精製業者、同条第7項の規定により定められる特定石油販売業者、同条第8項の規定により定められる石油輸入業者及び同条第9項の規定により定められる石油ガス輸入業者に対して、備蓄石油購入のための資金を貸し付ける。

2 前項の資金の貸付け(以下、この節において単に「資金の貸付け」という。)は、証書貸付けの方法により行う。

(貸付金の限度額)

第100条 機構は、備蓄法第6条第1項又は第11条に規定する基準備蓄量に基づき算出して得られた貸付限度額の範囲内で資金の貸付けを行う。

(貸付けの対象案件の採択及び管理)

第101条 機構は、民間備蓄の支援及び貸付けの確実な返済の可能性の観点から、別に定める細則に基づき、資金の貸付けの対象案件を厳正に審査して決定する。

(利率)

第102条 資金の貸付けの利率は、市場金利動向及び政府が行う利子補給予算措置その他の事由を勘案し、別に理事長が定めるものとする。

(償還の方法及び期限並びに据置期間)

第103条 資金の貸付けの償還は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、償還期限は、10年以内とする。

2 据置期間は、3年以内とする。

(基準備蓄量を維持し得なかった場合の措置)

第104条 機構は、資金の貸付けの相手方が備蓄法第6条第1項又は第11条に規定する基準備蓄量を維持し得なかった場合には、別に細則で定める措置をとるものとする。

第2節 共同石油備蓄会社等への資金の出資及び貸付け

(出資の対象)

第105条 機構は、石油の備蓄の増強を図るための石油の貯蔵施設の貸与、石油の保管等の事業を行う法人であって、次の各号のいずれかに該当するものを相手方として、資金を出資する。

(1) 2以上の石油精製業者等その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人
(以下「共同石油備蓄会社」という。)

(2) 2以上の石油ガス輸入業者等その他の経済産業省令で定める者の出資に係る法人
(以下「共同石油ガス備蓄会社」という。)

(出資比率)

第106条 機構は、共同石油備蓄会社又は共同石油ガス備蓄会社の土地購入資金相当額(造成に要する費用を含む。)のおおむね3分の2を目途として前条の出資(以下、この節において単に「出資」という。)を行う。ただし、総事業費の15分の2を超えないものとする。

2 出資を行うにあたっては、その出資総額は民間出資総額を超えないものとする。ただし、特別の理由がある場合には、経済産業大臣の承認を受けて一時的に民間出資総額を超えて出資することができる。

(出資対象案件の審査)

第107条 機構は、民間備蓄の支援の観点から、別に定める細則に基づき、出資の対象案件を厳正に審査して決定する。

(出資の方法及び株式の処分)

第108条 機構は、株式取得の方法により出資を行い、取得した株式がその取得価格以上の適当な価格で処分し得るようになった場合は、これを処分できる。

(資金の貸付けの対象)

第109条 機構は、第104条に掲げるものに対して、資金を貸し付ける。

2 前項の資金の貸付け(以下、この節において単に「資金の貸付け」という。)は、証書貸付けの方法により行う。

(貸付比率)

第110条 機構は、共同石油備蓄会社が行う石油（石油ガスを除く。以下本条において同じ。）の貯蔵施設又は共同石油ガス備蓄会社が行う石油ガスの貯蔵施設の設置に必要な資金（土地取得及び造成に必要な資金を除く。）の100分の80を限度として資金の貸付けを行う。ただし、石油の貯蔵施設については10万キロリットル1基当たり20億円を超えないものとし、石油ガスの貯蔵施設については4万トン1基当たり78億円を超えないものとする。

(利率)

第111条 資金の貸付けの利率は、市場金利動向及び政府が行う利子補給予算措置その他の事由を勘案し、別に理事長が定めるものとする。

(償還期限及び方法並びに据置期間)

第112条 資金の貸付けの貸付金の償還は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、償還期限は、13年以内とする。

2 据置期間は、5年以内とする。

(貸付け対象案件の審査)

第113条 第106条の規定は資金の貸付けに準用する。

第10章 金属鉱産物の備蓄

(買入れ、備蓄保管及び放出)

第114条 機構は、国が定める金属鉱産物に係る備蓄方針に基づき、原則として中期目標の期間の備蓄計画を作成し、経済産業大臣に同意を求めるものとする。

2 機構は、前項における備蓄計画を修正する必要がある場合は、その都度、変更計画を作成し、経済産業大臣に同意を求めるものとする。

3 機構は、金属鉱産物の買入れ又は金属鉱産物の譲り渡しを行ったときは、実績報告書を経済産業大臣に提出するものとする。

4 機構は、金属鉱産物の備蓄保管場所を変更するときは、経済産業大臣に報告するものとする。

5 機構は、金属鉱産物の買入れ又は譲り渡し以外の事由により、金属鉱産物の備蓄保管量に変更があったときは、その量と変更の原因を含む報告書を、速やかに経済産業大臣に提出するものとする。

6 機構は、金属鉱産物の放出（経済産業大臣の求めに応じて実施する金属鉱産物の譲り渡し、需給逼迫時放出及び調整放出をいう。）にあたっては、機構法及び経済産業大臣が承認した別に定める細則に基づいて実施するものとする。

第 11 章 鉱害防止の支援

第 1 節 資金の貸付け

(貸付けの対象等)

第 115 条 機構は、次の各号に掲げる資金の貸付けを行う。

(1) 金属鉱業等において使用を終了した坑道及び捨石又は鉱さいの集積場に係る鉱害を防止するための事業（以下「鉱害防止事業」という。）に必要な資金（坑廃水の処理に必要な資金を含む。）であって、その事業を行うことにより、鉱害の防止に効果があると認められるもの及び特別措置法第 12 条第 1 項に基づき鉱害防止事業基金に拠出するために必要な資金（以下「鉱害防止資金」という。）

(2) 金属鉱業等に係る事業活動に伴い発生する特定有害物質（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和 45 年法律第 139 号）第 2 条第 3 項に規定する特定有害物質をいう。）により被害が生じている農用地又は農業用施設について国又は地方公共団体が実施する客土事業、施設の新設及び改築事業等の公害防止事業（公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定するものに限る。）に要する費用として、同法第 9 条又は第 13 条により定められた事業者負担金（以下「鉱害負担金」という。）を負担するための資金（以下「鉱害負担金資金」という。）

2 資金の貸付けは、証書貸付けの方法により行う。

(貸付けの相手方)

第 116 条 貸付けの相手方は、次のとおりとする。

(1) 鉱害防止資金については、鉱害防止事業を行う法人若しくは個人又は鉱害防止事業基金に拠出を行う法人若しくは個人

(2) 鉱害負担金資金については、鉱害負担金を負担する法人又は個人

(貸付金の限度額)

第 117 条 貸付金の限度額は、中小企業者にあつては所要資金の額の 100 分の 80 以内、中小企業者以外の者にあつては所要資金の額の 100 分の 70 以内とする。

2 鉱害防止資金についての貸付けのうち、災害復旧等のために緊急に実施することが必要な事業として別に細則で定めるものに対する貸付金の限度額は、前項の規定にかかわらず、所要資金の額の 100 分の 90 以内とする。

(貸付けの審査及び管理)

第 118 条 機構は、貸付対象案件の採択に係る鉱害防止事業計画の妥当性等についての審査基準、債権管理の方法及び必要な事務処理手続については別に細則で定める。

(利率)

第119条 資金の貸付けの利率は、市場金利動向その他の事由を勘案し、別に理事長が定めるものとする。

(償還の方法、期限及び据置期間)

第120条 貸付けに係る貸付金の償還の方法は、分割償還又は定期償還の方法によるものとし、貸付金の償還期限は、鉱害防止資金及び鉱害負担金資金については、15年以内とする。ただし、鉱害防止資金のうち坑廃水の処理に必要な資金については、5年以内とする。

2 分割償還の場合の据置期間は、2年以内とする。

第2節 鉱害防止のための調査及び指導

(技術開発実施計画及び評価)

第121条 第17条の規定は、鉱害防止のための調査及び指導に係る技術開発に準用する。この場合において、同条第1項中「石油等の探鉱及び採取に係る」とあるのは「鉱害防止のための調査及び指導に係る」と読み替えるものとする。

第12章 研究開発成果の実用化及びこれによるイノベーション創出の支援

(出資並びに人的及び技術的援助の対象)

第122条 機構は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、機構の研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者に対し、出資並びに人的及び技術的援助を行う。

(出資対象案件の採択及び管理)

第123条 前条の出資を行う案件の採択及び管理は、別に定める細則であって経済産業大臣が承認したものに基づいて実施するものとする。

第13章 安定供給確保支援業務

(可燃性天然ガスの安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務)

第124条 機構は、機構法第11条第1項第21号に規定する業務については、機構法第19条の2第1項及び第2項に基づき、本業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた安定供給確保支援基金により、経済安全保障推進法施行令(令和4年政令第394号)に基づき特定重要物資に指定された可燃性

天然ガスについて、経済産業大臣が策定した安定供給確保取組方針に則り、安定供給確保に取り組む認定供給確保事業者に対し、安定供給確保支援業務（交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等を含む。）を行う。

- 2 前項に規定する安定供給確保支援基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

（重要鉱物の安定供給確保に取り組む事業者に対する助成等の安定供給確保支援業務）

第125条 機構は、機構法第11条第1項第21号に規定する業務については、機構法第19条の2第1項及び第2項に基づき、本業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた安定供給確保支援基金により、特定重要物資に指定された金属鉱産物（リチウム、ニッケル等、経済安全保障推進法施行令（令和4年政令第394号）で指定された範囲に限る。）について、経済産業大臣が策定した安定供給確保取組方針に則り、安定供給確保に取り組む事業者に対し、安定供給確保支援業務（供給確保計画の審査の支援、交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の検査の実施等を含む。）を行う。

- 2 前項に規定する安定供給確保支援基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。

第14章 緊急時におけるガス製造用液化天然ガス及び発電用燃料の調達

（ガス製造用液化天然ガス及び発電用燃料の調達）

第126条 機構は、ガス事業法第106条の2に基づく経済産業大臣の要請を受けた場合は、ガス製造用液化天然ガスの調達を行う。

- 2 機構は、電気事業法第33条の3に基づく経済産業大臣の要請を受けた場合は、発電用燃料の調達を行う。

（譲渡先及び譲渡価格）

第127条 機構が取得したガス製造用液化天然ガス又は発電用燃料の譲渡先は本邦法人等とし、譲渡価格は、それぞれの取得に要した費用並びに取得後譲渡に至るまでの金利及び管理費等（傭船にかかる費用その他一切を含む。）を賄うことを基準として定める。

（償還計画の作成及び確認）

第128条 機構が、機構法第14条第1項による長期借入金又はエネルギー・金属鉱物資源債券の発行によってガス製造用液化天然ガス又は発電用燃料の調達を行うに当たっては、本邦法人等への譲渡の蓋然性を踏まえ、借入金毎に償還計画を作成し、確認を行うものとする。

第15章 業務委託の基準

（業務の委託の要件）

第129条 機構は、第3条第1項の各号に掲げた業務の一部を委託することにより効率的に当該業務を遂行することができるものと認められる場合、又は委託することにより効率的かつすぐれた成果を得られることが十分期待される場合に限り当該業務を委託することができる。

（受託者の選定）

第130条 機構は、その業務の一部を委託しようとするときは、当該委託する業務（以下「委託業務」という。）を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、実施期間、経済性等を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。

（契約の方法）

第131条 機構は、受託者と業務の委託の契約をするときは、委託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、委託業務完了の認定方法、その他業務の委託に必要な事項を記載した契約書によりこれを締結するものとする。

第16章 競争入札その他契約に関する基本的事項

（基本方針）

第132条 機構は、その業務の公共性に鑑み、売買、貸借、請負その他の調達契約を締結するに当たっては、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 物品又は役務の調達手続その他については、会計規程で定める。

（調達手続の適用）

第133条 機構は、物品又は役務の調達に関して、政府調達に関する協定その他の国際約束及び関連法令等の定めを整合的に取り扱うものとする。

第17章 役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本方針）

第134条 機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、機構法又は他の

法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

（法人運営に関する基本的事項）

第135条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員（以下「役職員」という。）の倫理規程及び行動規範を定めるものとする。

（役員会の設置及び役員の分掌に関する事項）

第136条 機構は、役員会の設置並びに副理事長及び理事が掌理する業務に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- （1）理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- （2）理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- （3）役員の事務分掌明示による責任の明確化
- （4）本部・事務所等会議の開催

（中期計画等の策定及び評価に関する事項）

第137条 機構は、中期計画等の策定及び評価に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- （1）中期計画等の策定過程の整備
- （2）中期計画等の進捗管理体制の整備
- （3）中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- （4）中期計画等の進捗状況のモニタリング
- （5）部門の業務手順の作成
- （6）評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - ①業務手順に沿った運営の確保
 - ②業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ③恣意的とならない業務実績評価
- （7）上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

（内部統制の推進に関する事項）

第138条 機構は、内部統制の推進に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- （1）役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- （2）内部統制を担当する役員の決定
- （3）本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定
- （4）支所等における内部統制推進責任者の指定

- (5) 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- (6) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (7) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- (8) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- (9) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- (10) 研修会の実施
- (11) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (12) 反社会的勢力への対応方針等

(リスク評価と対応に関する事項)

第139条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) リスク管理委員会の設置
- (2) 業務部門ごとの業務フロー図の作成
- (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (4) 把握したリスクに関する評価
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - ①事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ②事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ③事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第140条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項
 - ①業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ②理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - ③職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
 - ①業務システムを活用した効率的な業務運営
 - ②情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - a 法人が保有するデータの所在情報の明示

- b データへのアクセス権の設定
- c データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
- d 機種依存形式で作成されたデータ等に関するAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェイス）の策定

（情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項）

第141条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

（1）情報セキュリティの確保に関する事項

- ①情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
- ②情報漏えいの防止

（2）個人情報保護に関する事項

- ①個人情報保護に係る点検活動の実施
- ②「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の遵守

（監事及び監事監査に関する事項）

第142条 機構は、監事及び監事監査に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

（1）監事に関する事項

- ①監事監査規程の整備に対する監事の関与
- ②理事長と常時意思疎通を確保する体制
- ③補助者の独立性に関すること（監事の指揮命令権、監事監査業務に係る人事評価・懲戒処分等に対する監事の関与）
- ④法人組織規程における権限の明確化
- ⑤監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

（2）監事監査に関する事項

- ①監事監査規程に基づく監査への協力
- ②補助者への協力
- ③監査結果に対する改善状況の報告
- ④監査報告の主務大臣及び理事長への報告

（3）監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- ①監事の役員会等重要な会議への出席
- ②業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ③機構及び機構の子法人の財産の状況を調査できる仕組み
- ④監事と会計監査人との連携

- ⑤監事と内部監査担当部門との連携
- ⑥役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ⑦監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第143条 機構は、監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第144条 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第145条 機構は、入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者（学識経験者を含む。）からなる契約監視委員会の設置
- (2) 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- (3) 談合情報がある場合の緊急対応
- (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化
- (6) 子法人との契約に関する規程
- (7) 子法人と第三者との契約等情報の把握

(予算の適正な配分に関する事項)

第146条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第147条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第148条 機構は、職員（非常勤職員等を含む）の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。同規程等には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- (2) 子法人との人事交流の在り方
- (3) 職員の懲戒基準
- (4) 長期在籍者の存在把握

第18章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

（業務の受託）

第149条 機構は、依頼に応じて、調査、研究開発、国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理その他の業務を受託することができる。

- 2 機構は、前項の受託をしようとするときは、委託者と当該受託に関する契約を締結するものとする。
- 3 前項の受託業務に関する契約において定めるべき事項は、受託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、再委託に関する事項、知的財産権の取扱その他業務の受託に関し必要な事項とする。

（情報公開）

第150条 機構は、業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、本業務方法書に基づき定める細則その他規程類、補助金交付要綱、国との委託契約書、財務諸表、出資・貸付け・債務保証関連情報及び業務上得られた成果等について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づいて公開するものとする。

（評価）

第151条 機構は、業務の効率的、効果的实施に資するため、事業の進捗状況に合わせた適切な時期に業務の実績の評価を行うものとする。

- 2 前項の評価は、機構外の有識者の意見を聴取して行うものとする。
- 3 機構は、評価の結果を機構の業務運営に適切に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

（担保及び保証人）

第152条 機構は、貸付けを行うに当たり担保を徴するものとする。ただし、担保を徴することが著しく困難又は不相当と認められる場合は、その一部又は全部を徴しないことができる。

- 2 機構は、貸付けを行うに当たり連帯保証人を立てさせるものとする。ただし、担保を徴していること等により、特に必要がないと認められる場合は、この限りでな

い。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第153条 機構は、役員及び会計監査人の通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、経済産業大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(細則)

第154条 この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し、必要な事項については、別に細則を定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行し、平成16年2月29日から適用する。

(精密調査)

第2条 機構は、機構法附則第4条第1項に規定する業務を、別に定める細則に従い実施する。

(広域調査)

第3条 機構は、機構法附則第4条第2項に規定する業務を、別に定める細則に従い実施する。

附 則

(施行期日)

1 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。ただし附則第3項については、平成17年4月1日から施行する。

2

(1) 中期目標に基づいて機構が石油公団から譲受した出資基本契約に係る出資の限度額は、第6条の規定に関わらず、その対象事業資金の7割とする。

(2) 中期目標に基づき機構が石油公団から譲受した出資基本契約に係るプロジェクトの管理にあたり、機構は第8条第2項及び第9条を準用する。

3

(1) 中期目標に基づいて機構が石油公団から譲受した債務保証委託基本契約に係るに係る債務の保証の限度は、第12条の規定に関わらず、対象事業費に必要な資金にかかる債務の6割とする。

(2) 中期目標に基づき機構が石油公団から譲受した債務保証委託基本契約に係る

プロジェクトを、機構は債務保証細則に基づき適切に管理する。

- (3) 機構が石油公団から譲受する債務の保証の保証料率は、第15条の規定に関わらず、石油公団から譲受した保証委託基本契約に基づくものとする。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成17年8月11日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成20年7月 11日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成21年3月 12日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成22年7月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 第19条に定める出資案件のうち、本改正の施行日前に締結した契約に基づく株式の処分については、なお従前の例による。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成23年1月 21日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成23年6月 15日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成24年1月18日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成24年9月18日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成24年11月22日）から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この業務方法書は、平成25年4月1日から施行する。

（経過業務）

第2条 機構は、機構法附則第6条第1項に規定する業務を、別に定めるところにより実施する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成26年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成27年4月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成28年11月16日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成28年12月26日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成31年 4月 1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和2年6月12日）から施

行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和2年10月1日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和4年11月14日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和5年1月16日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和5年3月3日）から施行する。

附 則

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（令和5年4月1日）から施行する。